

# 裁判員等経験者の意見交換会(第26回)開催概要

広島地方裁判所

開催日 令和4年10月4日(火)

参加者 裁判員等経験者4名

(令和3年4月以降に裁判員裁判を経験された方 ※詳細は下記の表のとおり)

裁判官2名

(経験者が参加した事件を担当した裁判官)

検察官1名

弁護士1名

経験者番号	年代・性別	参加事件の罪名	自白・否認の別	職務従事日数(公判回数)
②	20代・女性	住居侵入、強制わいせつ致傷	否認	6日(公判4回)
③	70代・女性	殺人未遂	否認	9日(公判6回)
④	60代・女性	殺人未遂	否認	9日(公判6回)
⑤	30代・女性	現住建造物等放火	自白	5日(公判4回)

※経験者番号①の経験者は、欠席です。

※経験者番号③及び④の経験者は、同一の事件に参加されています。

※本意見交換会については、報道関係者2名が傍聴しました。

## 【意見交換会の話題事項】

- 裁判員裁判に参加した感想等
- 分かりやすい証拠調べの在り方(特に、証人尋問での工夫について)
- 裁判に参加するにあたり支障になったことなど
- その他(これから裁判員になる方、特に10代の方へのメッセージなど)

## 裁判員等経験者の意見交換会(第26回)開催概要

### 話題事項：裁判員裁判に参加した感想等

- ② 補充裁判員として参加しました。補充裁判員なので、被告人の量刑を決める投票には参加できませんでしたが、量刑についての意見を述べさせていただけたことは貴重な体験をさせていただいたと思います。
- ③ 刑事裁判は傍聴したこともなく、裁判員として参加することに多少の不安はありましたが、裁判官や他の方々に助けられながら考えることができました。被告人の顔がマスクでほとんど隠れており、表情が読めず、どのような気持ちで話をしているのか判断しにくい部分があったので、フェイスガードのような顔が見えるものを使用してもよいのではないのでしょうか。
- ④ 補充裁判員として参加しました。裁判員の方々の年齢層が様々で、若い人でもしっかりしているなど感心しながら参加させていただきました。以前よりもテレビや新聞で見る刑事裁判に興味を持つようになったので、補充裁判員を経験して良かったと思います。
- ⑤ 被告人の量刑を決めることに、気持ち的には負担がありました。被告人が反省しており、精神的にも少し不安定な方だったので、犯した罪に対して刑を決めないといけないという気持ちと、かわいそうだなと思ってしまう部分があったので、刑を決めることはなかなか難しいことだなと思いました。

### 話題事項：分かりやすい証拠調べの在り方（特に、証人尋問での工夫について）

- ② 通訳人を介して証言を聞いたので、動作が問題となる部分については、細かなニュアンスの部分までは分かりにくいところがありました。資料については、争点がまとめられており、どこが要点かも分かるようになっていたので、理解するのに大変助かりました。
- ③ 被害者の傷の状態と刃物の関係については、紙の証拠だけでは具体的なイメージはできませんでしたが、証人の医師から、刃物の刺さり方やその際の傷のでき方などの具体的な説明があったので、よく理解することができました。
- ④ 防犯カメラの映像については、多くの人が画面に映っていましたが、映像の中にAさん、Bさんといった表示がされ、表示された状態で映像が動くという工夫がされていたので、とても分かりやすくて良かったと思います。目撃者の証言については、防犯カメラの映像を見ながら、その時に証人の人がどこにいて、どのように見たという説明をされましたが、よく分からなかったというのが正直なところです。
- ⑤ 法律や裁判のことは全く知りませんでしたが、資料は誰が見ても分かるようなものでしたし、しゃべり方や言葉も、理解できるようにかみ砕かれていたので、非常に分かりやすかったです。証人である精神科医の話も、難しい言葉はありましたが、パワーポイントで画像を示しながら説明されたので理解することができました。

### 話題事項：裁判に参加するにあたり支障になったことなど

- |   |   |
|---|---|
| ② | スケジュールも全く問題はなく、参加すること自体に支障ありませんでした。   |
| ③ | 裁判員として参加する期間の仕事の調整が必要でしたが、あらかじめ拘束される期間の連絡をいただいていたので、調整することはできました。ただ、私がいただいた書面を読み飛ばしていたのかもしれませんが、まさか朝から夕方まで拘束されるとは思っていませんでした。せいぜい半日だと思っていました。  |
| ④ | 専業主婦なので、参加することへの支障はありませんでしたし、時間的にも負担はありませんでした。  |
| ⑤ | 選任手続の日と実際に裁判が始まる日までの間が少し短いように感じました。会社の勤務体制が1カ月ごとに作られるので、間が1カ月あると会社的には楽なのかなと思いますが、一方で、逆に間が長いと、どのような事件なのかなとか、大丈夫なのかなと不安に思うようになるので、どのくらいの期間が丁度いいのかは難しいなと思います。会社の制度として、裁判員に選ばれた際に取得できる休暇があるので、裁判員をすること自体に支障はありませんでしたが、やはり会社に申し訳ないなと思うところがありました。 |

### 話題事項：その他（これから裁判員になる方、特に10代の方へのメッセージなど）

- |   |   |
|---|---|
| ② | 10代の方が参加するのであれば、もう少し時間が短ければ参加しやすくなると思います。資料については分かりやすいものがそろっており、事前の知識がなくても考えられるようになっていると思うので、その点はもっとアピールしてもいいと思います。   |
| ③ | 法律のことを知らなくても裁判官が教えてくれますし、資料についても分かりやすいものになっているので、ぜひ若い方にも参加してもらいたいと思います。裁判員の経験を若いうちにすることは素晴らしいことですし、今後の人生にプラスになると思うので、日程や時間などに配慮して10代の方でも参加しやすい環境を整えることが必要なのではないでしょうか。 |
| ④ | 裁判員を経験することは、非常にいい経験になると思います。ただ、殺人事件などを担当することになる場合には、心理的な負担を考えると若年層への配慮が必要になってくると思います。   |
| ⑤ | 法曹が大変な仕事をしているということが分かりました。それが分かっただけでもいい経験だったと思います。学校への裁判員制度の広報や出前授業をすると、裁判員制度がより身近に感じられるようになると思います。   |